

# 平安後期の侍所について

—撰関家を中心に—

元 木 泰 雄

【要約】 本論は平安後期の撰関家を中心に、その主要家政機関である侍所の実態を説明することを目的とする。

侍所はまず宮中に出現するが、それは殿上の別称であった。藤原氏の侍所もほぼ同時期に成立するが、大盤、櫃、簡等の備品は殿上と共通しており、両者が密接な関係にあったことは明白である。

さて、右の三つの備品は侍所においても重要な役割を果たしており、家政機関としての侍所の機能と不可分の存在と考えられる。ことに家司以下の名簿・令旨を収めた櫃、その出仕を管理する簡の存置は、家政機関内での主従関係の中核とも言うべき侍所の性格を示す。

侍所は別当・侍・所司等の職員を有するが前二者が家政全般に関与するのに対し、所司は櫃の保管、着到記入、催促等、侍所本来の機能に密接した職務を有していた。

史林 六四卷四号 一九八一年七月

## はじめに

平安後期——主として十二世紀——における貴族の家政機関であった侍所について、撰関家を中心にその実態を説明することが本稿の課題である。当時の日記を一読すれば明瞭なように、侍所は政所とも並称される重要な家政機関であったと考えられる<sup>①</sup>。しかし、その実態について従来の研究はほとんど究明を加えていないのである。もちろん古くは和田英松氏の『官職要解』<sup>②</sup>をはじめ、戦後の家政機関研究の起点となった藤木邦彦氏の論文などにも侍所に関する記述はみられる

が、いずれもごく一般的な事実の指摘にとどまる。また、近年の家政機関研究の主な関心は、「封建的主従制」の源流を追求する意味もあって、家司制に集中した観があり、家司が属する政所以外の家政機関や、その職員について詳細な分析は試みられることはなかったのである。

こうしたなかで、先年随身の存在形態を究明して家政機関職員の下層部を初めて研究対象に取上げた中原俊章氏は、続いて「侍考」<sup>⑥</sup>において侍所の成立や侍の活動を精細に検討し、多大の成果をもたらした。ことに侍所の整備と内裏の藏人等との関係、あるいは家産機構内における侍の位置付などの指摘は、家政機関研究にとって注目すべきものである。もっとも、氏の研究主眼は田中稔氏が提起した鎌倉時代における侍身分成立の前提を探ることにあり、侍所自体の家政機関としての構造や機能について、成立期を除けば詳しく解明したわけではない。

しかも、通常説かれるように、撰関家などで家政機関が整備され「所」が確立されるのは十一世紀以後であり、また侍所に関する史料も十二世紀に入って急増することになる。従って、この時期の研究がなされぬ限り侍所の本質は把握し得ないのであり、それゆえに本稿は平安後期を主対象とするのである。

一方、撰関家を考察の中心としたのは、当該史料の大部分が撰関家に関係しているという史料上の制約にもよるが、やはり撰関家の侍所が最も大規模で整備されたものと考えられるためである<sup>⑦</sup>。さらにまた、侍所の解明を通して従来顧慮されていなかった、当時の撰関家における家政機関全体の構造や主従関係にも言及し、中世成立期の撰関家が有した特質の一端をも照射したいと考えている。

さて以上の目的に到るために次のような方法で論を進めたい。まず第一に宮中との制度的連関に注目しながら、藤原氏における侍所の成立と展開にふれる。第二に、十二世紀を中心に撰関家の侍所開設及び職員補任に関する儀式の意味や性格を通して侍所の特質を解明する。そして最後にこの特質との関係に留意しつつ、侍所職員の活動・職務内容を論じ、当時の撰関家において侍所が有した意義を考究したいと思う。

① その例証としては第一に、史料に出現する頻度が他の「所」に比してきわめて高いこと。第二に、後述するが(五五頁)所宛において取上げられたのは政所と侍所であったし、第三に家政機関職員補任でも最初に任じられたのは政所と侍所に関する者であった点などが指摘しうる。

② 『修訂官職要解』二四一、二頁。

③ 藤木氏「奈良平安朝の権勢家の家政について」(東大教養部紀要一「歴史と文化」)

④ 大饗亮氏「平安後期律令官制における主従的構成」(同氏「封建的主従制成立史研究」第五章所収、佐藤堅一氏「封建的主従関係の源流に関する一試論―摂関家司について」(安田元久氏編「初期封建制の研究」所収)、渡辺直彦氏「藤原実資家「家司」の研究」(同氏「日本古代官位制度の基礎的研究」増訂版第三編第三章所収)などの研究。いずれも十世紀末ないし十一世紀初頭における家司の活動を中心課題としており、当然侍所には僅かにふれられているにすぎない。また佐藤氏は右の論文において、十一世紀後半以後の摂関家家政機関は形式化、形骸化したと記しているが、これは摂関家の政治的権威の下落と単純に結びつけた観があり、若干疑問がもたれる。しかし、かかる考え方がこの時期における摂関家に関する研究を閑却規してき

たことの根底に存すると思われる。

⑤ 中原氏「中世隨身の存在形態―隨身家下毛野氏を中心に―」(『ヒストリア』六七号)

⑥ 同氏「侍考」(『ヒストリア』八三号)

⑦ 田中氏「侍・凡下考」(『史林』五九―四)。なお中原氏の論文は、こうした身分制の問題を重視したために、侍品と、家政機関職員としての侍の關係がやや曖昧となった面がある。

⑧ 当時は言う迄もなく院政の全盛期であり院の侍所のあり方も当然注目されよう。『拾芥抄』中第八院司部によれば院司の一つとして「仕・所」と記されているし、『台記』天養元(一一四四)年五月三十日条には崇徳院侍所司の名も見え、院においても侍所が家政機関化していたことは疑いない。しかし、院侍所の実態はほとんど史料からは把握し得ないのである。活動例も僅少で、また院司補任例にも侍所職員は見出されない。こうしてみると院侍所に関する史料の不足は、偶然の問題でなく、本来規模も小さく、機能も乏しい存在であったことに由来するのではなからうか。また、先出の『拾芥抄』の記事によって院と摂関家の職員機構を対比すれば明瞭なように両者は名称その他大きく異なっており、院の侍所を解明するには全院司機構を把握する必要がある。以上の理由により本論では院の侍所を捨象する。

## 第一章 侍所の成立

### 1 宮中の侍所

史料上、最初に侍所が出現するのは、やはり宮中である。中原氏は「侍考」において宮中の侍所に言及し、それは九世紀末乃至十世紀に、所謂「所」の一つとして成立するが、組織化せず、天皇の宴饗の場や侍臣の詰所として用いられ、藤

原氏の侍所とも密接な関係をもつと推定している。そこで、まず宮中の侍所を取上げ、藤原氏のそれとの連関を考えることにしたい。

十世紀における宮中の侍所にふれた史料として『西宮記』巻十九所収の「清涼殿侍所」の記述が注目される。これには「殿上事」という注記があり、しかもその内容は同書の「清涼殿殿上侍臣座」に関するものとほとんど一致しているのである。従って、侍所とは清涼殿の殿上の別称に他ならないことは明白と言えよう。当時一般に、人々の詰所、控えの場を侍所と称したと考えられ、このために侍臣の控えの間である殿上にもかかる呼称が付されたのであろう。いずれにせよ、藤原氏等の侍所と殿上が密接な関係にあったと推定されるのであり、両者間の連関が問われねばならない。そこでまず殿上の備品等についてやはり『西宮記』の記事より考えてみよう。

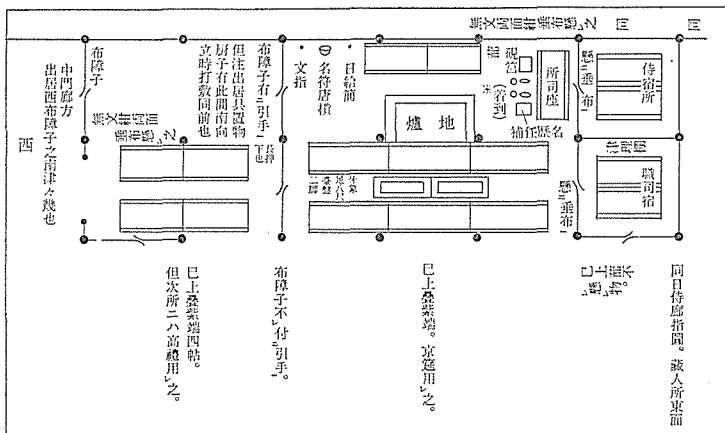
(清涼殿)  
同殿上侍臣座

有<sub>二</sub>四間<sub>一</sub>。南一間壁下立<sub>二</sub>御椅子<sub>一</sub>。東南、三間立<sub>二</sub>主卿大盤<sub>一</sub>。四尺。四間立<sub>二</sub>侍臣大盤<sub>一</sub>。二尺。西北小戸下置<sub>二</sub>日記櫃<sub>一</sub>。其南方立<sub>二</sub>日記筒<sub>一</sub>。(以下略)

右より殿上には椅子、二種類の大盤、日記筒、日記櫃が設置されていたことが判明する。このうち、天皇出御の座である椅子や甕に用いる大盤の存在は先述した侍所の性格と符合するが、一方で殿上人の姓名を記して、その出仕をも監視する役割をもつ日記筒、殿上日記を収納したと思われる日記櫃などは、単なる侍臣伺候の場にとどまらない殿上の異なった一面を示すものである。このように備品を通して殿上の性格は窺知しえるのだが、これらの備品の有無、あるいはその使用方法や性格の共通性に注目しながら、藤原氏等の侍所との関係を考察してゆきたい。

## 2 藤原氏の侍所

諸院や藤原氏でも十世紀には侍所が出現するが、藤原氏では忠平のそれが初見である。後に家政機関化するが本来は特定の場所を意味したのであり、侍所という場所が鎌倉幕府の建造物にまで継承されてゆくのは周知の通りであろう。藤原



〔第一圖〕 \*着到の名は群書類從本には見えないが、写本によってはこれを記したのもある。なお着到については第三章で詳述する(59頁)。

氏の場合、侍所は侍が伺候したり、侍始など機関としての侍所の儀式を行なう場であったのは当然だが、このほかにも様々な變所となった<sup>⑦</sup>、一般の侍臣が伺候するといった殿上と共通した性格も見られ、さらに詣儀式における吉書始<sup>⑧</sup>、陰陽勘文作成の場にも用いられている<sup>⑨</sup>。

次にかかる侍所の備品について、先述の殿上のそれとの関連に留意しつつ考察する。そこでまず藤原氏に關係する侍所の備品、調度品の設置を示す史料を二例提示しておこう。いずれも十二世紀の史料で、成立当初の侍所と比べれば恐らく相当整備、拡充されたものと考えられるが、侍所の有様を詳細に伝える僅少な事例であるし、殿上との対比においても興味深い事実が見出されるのである。さて最初に取上げるのは、十二世紀末の三条・中山両家の故実を記した『三条中山口伝』第三「舗設裝束」所収の侍所に関する記事である。

侍所 障子上以東敷<sup>⑩</sup>紫・帖六枚<sup>⑪</sup>。二行<sup>⑫</sup>。其間立<sup>⑬</sup>朱漆台盤<sup>⑭</sup>、二脚<sup>⑮</sup>。北庇西遣戸<sup>⑯</sup>。通<sup>⑰</sup>道長押<sup>⑱</sup>、立<sup>⑲</sup>朱漆辛櫃<sup>⑳</sup>一合<sup>㉑</sup>。其傍立<sup>㉒</sup>日給<sup>㉓</sup>、并<sup>㉔</sup>文杖等<sup>㉕</sup>。火炉北辺敷<sup>㉖</sup>紫<sup>㉗</sup>・帖二枚<sup>㉘</sup>。行<sup>㉙</sup>傍東遣戸敷<sup>㉚</sup>同帖一枚<sup>㉛</sup>。行<sup>㉜</sup>南<sup>㉝</sup>北<sup>㉞</sup>為<sup>㉟</sup>所司座<sup>㊱</sup>。其前置<sup>㊲</sup>硯<sup>㊳</sup>宮一合<sup>㊴</sup>。檢<sup>㊵</sup>筒<sup>㊶</sup>。北庇并東西遣戸共懸<sup>㊷</sup>紺垂布<sup>㊸</sup>。(傍点引用者)

次に、かつて太田静六氏が東三条殿の復元にも用いた『類聚雜要抄』卷二所収の永久三(一一一五)年における「東三条殿裝束指圖」より藏人所撰関家における侍所と藏人所の關係は後述(四二頁)、この場

合は侍所より改称されたものであろう)の図を掲げることにする。(第一図)

両者を比較すれば、その調度、備品の一致は明白で、当時の上流貴族の侍所においてそれらが共通していたものと想定される。その備品の中で注目すべきは傍点を付した二つの台(大)盤、日給簡、そして櫃の三者で、倚子を除く殿上の主要な備品との共通性は疑いがないと言える。これによって、藤原氏の侍所は清涼殿殿上と密接な関係にあり、その影響をうけつつ整備されたことは明瞭なのである。しかし、例えば櫃のように殿上とは性格を異にするものもあり、侍所におけるこれらの備品の使用法や意味について検討を加えねばならないのは言うまでもない。そしてさらにこの点より、家政機関としての活動の特質も把握し得るのであり、次章において詳しく論じることにする。それに先立って本章では、かかる侍所が家政機関として確立される過程と、摂関家における藏人所と侍所の関係の二点について、簡単にふれておくことにしよう。

### 3 侍所の拡充

殿上と異なり家政機関化した侍所の、機関としての拡充についてふれておこう。藤原氏等における侍の出現や、侍所の整備過程は中原氏の研究にある通りで、宮中における藏人所の展開と関連しつつ機関化したものと思われる。無論、機関の実態は成立当初と、十一世紀の家政機関確立以後とは大きく異なると思われる。ここでは、十一世紀における変化を中心に論じたい。

侍所の実態が窺知し得るようになるのは十世紀末以後で、当時の侍所を取扱った例として渡辺直彦氏の藤原実資家家政機関の研究<sup>⑩</sup>がある。氏によると実資の侍所には職員として別当、侍、小舎人が見出されるといふ。しかし別当の補任例は『小右記』に二箇所しか記録されていないし、侍の活動もほとんど目立たず職務も不明瞭である。やはり『小右記』に、侍とは「候侍所之男」とあるように、侍は単に侍所に伺候する者と認識されていたにすぎないのである。一方、機関としての活動例としては、石塔造立や写経が渡辺氏に指摘されているが、これらはいずれも家政の中でさして重要な意味を

有したとは考え難い。こうしてみると、当時の侍所は職員数も寡少で家政機関としても貧弱なものであったと考えられる。こうした事情は、撰閤家本宗たる道長らの場合にも共通していたことであろう。⑩かかる侍所の実態も、十一世紀半ば——撰閤家では頼通の代——を境に大きく変化するが、その特徴を具体的に指摘しておこう。

まず組織の拡大が明白となる。例えば役職として別当のほかに所司が頼通の時に出現し、十一世紀末ごろより勾当の活動も顕著となる。⑪一方、別当についても侍所の設置と同時に数名が補されており、職員数自体の増加も看取される。こうしたことは、侍所機能の多様化あるいは家政における重要性の増大等々を意味していると言える。

次に、侍所を構成する職員のあり方にも変化が見られる。例えば後述(四六頁)するように、侍所別当と関係の深い職事の活動が頻繁になるが、その職務は家司と同じく家政全般に亘る多様なものであった。また、侍も所々の預等をも兼ねたように、侍所に詰める者から、幅広い家政に携わるようになったとみなし得るのである。

以上のように、十一世紀半ばにおける家政機関の確立と、それに伴う職員機構の拡充を背景として、侍所は変容したのである。従って多くの家政機関の中で侍所が重視された原因、あるいは当時の職員機構の特質を念頭におきながら、侍所に関する考察を進めてゆくことにする。

最後に、撰閤家における侍所と蔵人所との関係に付言しておく。蔵人所は元来「撰政治家」であったが、教通以後は明白の時に設置されるようになった家政機関で、侍所より分置または改称されて成立している。従って実質的には侍所の機能を継承したものと考えて差支えないのである。また場所としての蔵人所も侍所を改称したもので、先述のように(四一頁)備品も侍所と同一である。こうしたことから、以下本稿では撰閤家蔵人所も侍所の一つとして考察の対象とする。しかし言うまでもなく蔵人所の事例が直ちに他の侍所にもあてはまるとは考え難いので、この点は慎重に配慮したい。

① 殿上侍臣座の記事は本文に記す通りだが、以下清涼殿侍所の記述を

引用してみよう。

件所有四間。南第一間壁下立御椅子。南面。同第三間立王卿大盤（給カ）。四尺。第四間立侍臣大盤（給カ）。二間。其盤西方戶北披置日記筆櫃。其頭立。日記筆筒。

② 例えば『寛平御遺誠』に「女房之侍所」という呼称があるが、『河海抄』総合に「女房の侍は台盤所也」とあって、女房が控え、伺候した場所を侍所と称したことがわかる。

③ 日記筒は殿上筒とも称され、平安時代に入ってから設置されたと考えられる。これについては次章で詳述する。なお、その性格、沿革などに関しては東野治之氏「奈良平安朝の文獻に現われた木筒」(同氏『正倉院文書と木筒の研究』所収)三〇頁に詳しい。

④ 殿上日記については、橋本義彦氏「外記日記と殿上日記」(同氏『平安貴族社会の研究』所収)でその特徴に言及されている。殿上の蔵人によって記された日記であったが、十二世紀半ばには廃絶状態になったという。

⑤ 院の侍所に関する最も早い例は『日本紀略』天曆元年五月三日条の朱雀院住所(『拾芥抄』)によれば「サブラヒドコロ」と訓むことにはすでにふれた(三八頁)。別当を任じた記事であらう。

⑥ 『貞信公記抄』延喜十九年十月廿四日条。  
⑦ 渡辺直彦氏の前掲論文によれば、『小右記』にも侍所が變所に用いられた記事があったという(前掲書二二九頁)が、それ以後にも同様の事例は多数見られる。そのいくつかを例挙しておこう。『中右記』元永元年十一月二日条、『台記』保延二年十月十一日条、『兵範記』仁平四年四月十四日条等。

⑧ 『御堂関白記』寛弘元年十二月十二日条、『中右記』大治五年十月五日条等。

⑨ 吉書始と侍所との関係について、『三条中山口伝』第四乙には次のような記事が見られる。

一 吉書事

○可(行)吉書事 年始 慶賀 移徙 嫁娶 ○院下儀 当月年 預下家司著衣冠、付封戸解文於年預家司。(中略)家司著束帶、著冠侍、所披見之後、挿杖、杖見之。主人著冠直衣、著袴、披見畢、返給之。家司取之、還著侍所、書下書其書樣可成返抄。別當官位姓名、解之端書畢、還給下家司。下家司成引返抄。家司加判返給畢。(傍次引用者)

⑩ 陰陽府による勘文作成の例は多数あるが、そのいくつかを例示しておこう。

『台記』久安六年正月一日条(身殿吉時勘申)、同年十二月廿二日条(荷前日時勘文、『兵範記』保元二年八月九日条(大鑑の勘申)等)撰関家以下諸官、諸家における陰陽勘申で、場所の判明する事例はいずれも侍所で行なわれていた。なおこれに関連して、中宮の例である『兵範記』長承元年十二月十日条に注目しておきたい。これには「陰陽寮官人持引参明年御忌勘文并侍所新曆二卷。(中略)新曆留侍所」とあって、侍所に厩が設置されていたことがわかる。かかる厩の存在が、侍所において勘申がなされる前提となった可能性が強い。

⑪ 太田氏「東三条殿の研究」正・統篇(『建築学会論文集』二十一、二十六号)

⑫ 当時の関白藤原忠実が東三条殿に参入した際に、「装束・装飾品の設置」を担当した家司等に与えた「指図」として用いられたものである。

⑬ 中原氏、前掲論文。

⑭ 渡辺氏、前掲論文(二二九〜三〇頁)。

⑮ 『小右記』長和四年四月廿三日条。

⑯ 『御堂関白記』をはじめ、当時の史料には道長の侍所に関する記事はほとんどなく、その実態を把握することは不可能である。



⑴ 『宇治関白高野山御参詣記』 永承三年十月十一日条に、藏人所司

(藏人所と侍所の関係は本文後述(四二頁)参照)として典葉允惟宗経雅、内藏允藤原良任の二人の名が記されているのが早い例であろう。

⑵ 勾当の早い例としては『左経記』長元八年正月九日条に、藏人宣旨をうけた源頼家を「殿勾当」と記したものが指摘されよう。

⑶ 嘉承二年の忠通の元服(本文四七頁参照)や大治五年の頼長の元服(『中右記』大治五年四月十九日条)では各々、事実上侍所別当となる職事が二人任せられているし、さらに久安四年の頼長の妻幸子の侍始では、藤原親隆ら四人が補された例(『台記別記』卷三、久安四年八月十四日条)などがある。

⑷ 『康平記』康平四年十一月廿二日条などが職事の出現する早い例と思われる。

⑸ 中原氏、前掲論文。

⑹ こうした家政機関の確立は、撰関家の場合道長の時代になされたと考えられることが多いが、本文中に記したように職事や所司の出現などに見られる職員機構の拡充は明らかに頼通の時代に行なわれたと考えられる。従って、この時期に到って初めて、家政機関の実質的な内容も整備されたものと考えべきであろう。また、道長と同時期の諸家においても多くの家政機関が設置されるようになったが、このこと

について佐藤堅一氏は前掲論文において、単に自家の権威を向上させようとする形式的なもの(二五〇頁)としているが、正しい指摘と思われる。

なお次章でふれるように十二世紀に入ると撰関家はもとより諸家においても侍始が確立されるのであり、この時期が諸家の家政機関職員機構拡充の画期であろう。

⑺ 『中右記』嘉承元年正月九日条に、関白忠実の藏人所分置に因して、次のように記されている。(敬通)  
凡藏人所へ撰政治家礼也。而前二条殿并故大殿二代関白時、被置藏人所也。依二件吉例、此時被置也。(師通)

⑻ 関白家の例としては、『兵範記』保元三年八月十一日条に、基実の侍所を藏人所に改める際、その先例が記されている。  
本侍所可号藏人所。每事不<sub>(敬通)</sub>改本儀。簡名薄唐櫃等如元。別又無<sub>(師通)</sub>侍所。大二条殿関白之時申<sub>(敬通)</sub>合宇治殿。依彼仰<sub>(師通)</sub>別被<sub>(敬通)</sub>定置侍所。其外京極大殿以後、以三元侍号藏人所。别又無侍所也。

これに対し、撰政治家の例としては文治二年六月十九日(『玉葉』)の兼実が指摘されるが、ここでも侍所を分け藏人所が設置されており、藏人所が侍所より成立する点は同じである。

⑼ 『兵範記』久安五年十月廿六日条によると撰政忠通の北政所准后の侍始に際し、その職員は近衛殿藏人所に着したが、これについて「以<sub>(師通)</sub>侍所<sub>(師通)</sub>称藏人所<sub>(師通)</sub>故実也」と記されている。

## 第二章 侍始と職員機構

### 1 職員補任と侍所

本章では、家政機関創設に伴なう職員補任、および侍所開設の儀式を通して、職員機構と侍所の特質、そして全家政機

関の中で侍所が占めた位置について論じることとする。

十二世紀に入ると、藤原氏など有力貴族の子弟が元服したのに伴ない、家政機関を開設したことにふれた史料が散見するようになる。その中から『台記別記』仁平元(一一五一)年二月十六日にある藤原頼長の三子隆長元服の際の職員補任記事を引用し、家政機関職員の構成、侍所との関連、そして補任手続等について言及する。

(家)  
衣司、尾張守親隆朝臣、日向守有成  
朝臣、皇后宮亮親憲朝臣

知家事、皇后宮少属  
真俊朝臣、

案主、右衛門少志惟宗清俊、

已上有<sup>二</sup>仰書。<sup>一</sup>親隆朝臣書之。  
他敬<sup>レ</sup>此。

出納、小野重清、

已宣。

職事、散位盛憲、同憲親、

已上有<sup>二</sup>仰書。<sup>一</sup>

所司、治部丞中原親頼、

口宣。

侍、前内藏助為経、散位宗兵、散位忠親、散位為雅、内藏助広季、散位清種、散位<sup>(治カ)</sup>盛盛、兵部丞中原親頼、刑部丞惟宗仲賢、縫殿允  
惟宗良賢、内匠允藤原忠親、大炊允惟宗信賢、采女祐平政親、右衛門尉紀遠直、左兵衛尉源行賢、玉祖成長、紀宣綱、宮道重能、

已上、名簿奥有<sup>二</sup>仰書。<sup>一</sup>

雑色長、右近府生泰公前、丹波掾藤井花里、

已上、口宣。

ここで補任された職員の中で、家司は周知の通り主として、政所別当となる、全家政機関職員の最上層を占める者であり、

それに続く知家事・案主は時に下家司とも呼ばれる政所の下級職員を意味した。<sup>①</sup>一方、職事は基本的に、侍所別当に任じられ、家政機関職員として家司に次ぐ地位にあった。<sup>②</sup>また所司、侍もともに侍所に関係した職員である。かかる職員の構成は、他の家政機関創設による職員補任の場合も同様であり、彼らこそが家政機関の中樞を占めた、特に重要な存在だったのである。ところで、当時の撰関家には『拾芥抄』からも窺えるように多様な家政機関が存在していたが、右に述べたようにその職員の中樞は大部分が政所および侍所に関係しており、ここからも侍所が政所と並ぶ重要な家政機関であったことが明示される。また補された人々の中で侍の人数は過半に及んでおり、家政機関の活動の中軸となったことを示唆している。

なおここで注意しておきたいのは、家司、職事は各々単に政所や侍所の別当を意味したわけではない点である。いずれも広く家政全般に関与していたし、所々の別当を兼務したり家司が侍所別当になった例も存するのである。<sup>③</sup>こうしてみると、家司、職事とは、所々の別当たりうる地位にある職員の階層を示す呼称といえよう。これは所々の預や政所の家令等も兼ねた侍にも共通するのである。かかる職員の特質を念頭においた上で、侍所の機関としての活動を究明する必要があるのは言うまでもない。<sup>④</sup>

さて、前掲の『台記別記』の記事により、職員補任手続についてもふれておきたい。史料を一見して注目されるように、家司、知家事、案主、そして職事には「仰書」があり、侍に対しては名簿に仰書が書加えられたのに対し、他の者には「口宣」又は「宣」がなされたという。このうち、仰書は時として「令旨」とも称される補任辞令とも言うべきもので、政所別当の奉書形式をとる。<sup>⑤</sup>この仰書をうけるのは、先述の如く所々の別当たり得る階層に属する家司・職事・および政所の下家司であり、家政機関職員の上層を占める人々であった。それに次ぐ侍には正式な文書発給はなく名簿に仰書を記すという略式がとられ、それ以下の職員には仰書は一切なく、口頭で補任の旨が伝えられていたごとくである。<sup>⑥</sup>かかる補任方式の相違は、やはり大夫層である別当、それに次ぐ侍品、それ以下という家政機関職員の階層区分と関連しているの

ではないだろうか。<sup>①</sup>

以上、家政機関職員の補任と、その特質について論じてきたが、次に侍所開設の儀式——侍始——を取上げ、侍所機能を考えることにしたい。

## 2 侍 始

侍始という語が同時代の史料上で初めて確認されるのは『中右記』元永二(一一一九)年六月廿八日条で、鳥羽天皇の第一皇子頭仁親王(崇徳天皇)の場合である。頭仁は生後間もなく親王宣下をうけ、この前日には主要な家政機関職員の補任を行ない、それに続いて侍始が挙行された。もっとも宗忠自身は召集に洩れて伝聞に依って概略を記したにすぎないが、まずはその記事を見てみよう。

今日若宮侍始也。(中略)後聞、西対代廊南庇立大盤居饗、居竝朱器、其上方居土高机。饗大臣料敷。諸卿着大盤、有盃酌。(中略)次覧侍簡。次覧吉書。

これより、大盤を囲んだ饗、侍簡や吉書の歴覧等が侍始の主な内容であったことがわかるが、『長秋記』同日条には侍の補任も記されており、侍始と関連していたものと考えられる。<sup>②</sup>

以上、十二世紀初頭の親王家の例を取上げたが、次に同じ頃の摂関家を考察することしよう。『中右記』嘉承二(一一〇七)年四月廿六日条所載の藤原忠通元服とそれに伴う職員補任に関する記事は次の通りである。

(忠実)殿下召ニ右大弁時範朝臣、被仰下家司以下。家司三人。右大弁時範朝臣、中宮大進重仲朝臣、土佐守盛業朝臣 職事二人。和泉守高仲兼、散位藤原朝臣 知家事一人。允佐伯良義 案主二人。官府生安陪宗重、雑色長一人。(宗長兼近) 侍所司。俊、倫

兼近ハ御元服以前早且被補雑色長。散位仲清書簡。

人々名簿令書付於簡。人々着始侍大盤。

この史料によれば、家司・職事以下の職員補任に続いて、捧呈された名簿に基づいて簡が作成され、さらに大盤を囲ん

で饗が行なわれたというのである。これは侍始の称こそないが、事実上先の親王侍始と同一内容と言えるのである。<sup>15</sup> 従って当時、摂関家でも侍所創設の儀式は確立されていたものと思われるが、かかる史料の出現と侍所拡充の時期が一致したことは偶然ではなからう。こうした侍始の儀式は十二世紀を通して継承されており、この時期の侍所が有した性格を知る上で重要な手掛りを与えてくれるものと考えられる。そこで以下、職員補任、侍簡の作成、そして大盤を用いた饗といった侍始における主要な儀式について検討を加えよう。

これら三つの儀式に関して、まず注目されるのは大盤や簡の如く殿上と共通した備品が用いられたことで、後述するよう捧呈された名簿が櫃に収納されることを考え合わせるならば、第一章で指摘した大盤・簡・櫃の三備品がいずれも侍始に際して重要な役割を果たしていたことが判明する。次に、各々の用法と意味を検討することにしよう。

まず大盤を用いた饗であるが、右に引用した忠通元服記事に「着<sub>二</sub>始侍大盤<sub>一</sub>」とあるようにこれは単に侍所の成立を慶賀するものではなく、侍大盤の使用開始、そして饗所としての侍所の成立を象徴する儀式と思われる。

次に職員補任に伴なう儀式と、侍所との関係にふれるが、この点の解明に好適な史料と言えるのが、『兵範記』久安五(一一四九)年十月十九日条所載の藤原師長(頼長の子、先述の隆長の兄)の例なのである。

(忠実)

入道殿召<sub>一</sub>信範、被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>家司職事下家司等事<sub>一</sub>。奉<sub>レ</sub>仰退<sub>二</sub>出侍所<sub>一</sub>、召<sub>二</sub>集人々名簿<sub>一</sub>入<sub>二</sub>葛宮<sub>一</sub>。更<sub>レ</sub>参進令<sub>レ</sub>覽<sub>二</sub>之<sub>一</sub>。即<sub>レ</sub>返給。亦<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>侍所<sub>一</sub>先書<sub>二</sub>下家司職事<sub>一</sub>。次加<sub>二</sub>名簿等令旨<sub>一</sub>。五位六位可然之  
張各一兩注之次<sub>二</sub>家司職事令旨并名簿引<sub>二</sub>裏紙<sub>一</sub>等、下<sub>二</sub>所司縫殿允惟宗長賢<sub>一</sub>了。(中略)令旨名簿

等納<sub>レ</sub>櫃、所司付<sub>レ</sub>封居<sub>二</sub>簡下<sub>一</sub>。

このように、職員補任の時に捧呈された名簿は侍所に集められ、補任辞令である令旨や、後述する簡の作成に用いられるのである。そして、それ以後も名簿と令旨は櫃に収められて簡と同じく保管されることになる。従って侍所は、職員補任に際し、主從関係締結に伴なう手続を処理するとともに、職事や侍のみならず、家司をも含めた家政機関の主要職員全員の名簿と令旨を保管する場所であったと結論されるのである。こうした侍所の性格は、機関としての侍所の職員が果た

した役割とも何らかの関連をもつものと推察されよう。<sup>⑩</sup>

さて最後に簡について論じることとする。

### 3 侍 所 簡

侍所簡を取上げる前に、殿上簡についてふれておこう。『禁秘抄』によれば、それは次のようなものであった。

殿上人ノ名ヲ三段ニ誌タリ。上ハ四位、中ハ五位、下ハ非藏人ナリ。名ノ下ニ紙ヲ押テ上日ヲ付ク。放紙ト云。夜ハ袋ニ入、昼ハ袋ヲタタミテ机ノ下ニ置ク。

注意すべき点は、殿上簡が単なる殿上人の名札ではなく、放紙によって上日を算定して功過を定めるためのものであったことである。このことが殿上簡を日給簡とも称した所以にほかならない。

では撰闕家の侍所簡は如何なるものであったのか。先述した『兵範記』久安五年十月十九日条の師長元服に関する記事に、作成された簡の内容が記されている。

令ニ散位為雅書ニ侍所簡并袋銘。

上銘云、侍所日給。次家司三人。職事二人。次堺。侍五位四人。下堺。同六位有官無官六人。

(中略)

袋銘如シ常。

次簡入シ袋、職事仲行付封。<sup>(符カ)</sup>倍立長押南遣戸。

侍所簡の形態が上下二つの堺に区切られ三段に姓名を記したものであったことや、袋に納められた点など、明らかに殿上簡と同一であった。またすでに前章でもふれたが(四一頁)、「日給簡」とも呼ばれていたのであり、殿上簡と同様、記名された人々の出仕を管理するためのものと考えられる。さらにその管理対象となった職員の中には、侍所と関係する職事、侍のほかには家司も含まれていたのである。従って侍以上の主要な家政機関職員は、ほとんど侍所簡によってその出仕を管

理されていたことになる。<sup>⑩</sup>

以上、侍始の儀式に用いられる大盤、櫃、簡の使用法、性格を通して侍所の特質と機能を考察したが、このうち大盤が饗所という一面を物語るのに対し、他の二者は侍所の異質な面を示す。即ち、主要な家政機関職員の名簿と令旨を収納した櫃、また彼らの出仕を監督する簡を保管することにより、侍所は職員の名称、任免、出欠を全て把握した、いわば主従関係の維持、統制の中樞とも言うべき性格を有していたのである。そして、これらは侍所の変更や移転に際して、必ずその存置がふれられており、機関としての侍所の機能にとって不可欠な存在だったことは明瞭と言えるだろう。さらに、かかる主従関係を統轄する機能を有したがゆえに、侍所は全家政機関の中で、文書発給の中心である政所と並んで重視されていたのである。

かくて、侍所の特質、さらにその機能や家政機関内における位置が浮彫にされたことになる。そこで次に、侍所職員として史料に登場する別当、所司らの具体的な活動に注目し、右のごとき特質、機能がいかんか顕現しているのかを論じよう。

① 藤原頼長の元服に関する『中右記』大治五年四月十九日条によると、この時補された家政機関職員の中に、「下家司三人。知家事宗重、案とあり、知家事、案主が下家司と称されていたことがわかる。また、主保信、俊基。」『兵範記』久安五年十月十九日条の藤原師長元服についての記事には、補された知家事、案主は「宣令(師長)從大夫方政所事。」とあって、政所の職員であったことになる。

② 右にも記した師長の元服に際して、

職事  
從五位下高階朝臣仲行  
從五位下藤原朝臣経憲

被仰儀、件人等宜為大夫方侍所別当者。

とある。『兵範記』久安五年十月十九日条のはその好例である。そして任じられるのは必ず五位以上の大夫階であった。『殿曆』嘉承元年

七月廿九日条の記事によると、「今夜時範男実任家司。非本職事、只任家司也。」とあり、職事を経ずに家司に任じられたことが特筆されており、基本的には家司に次ぐ地位にあったと考えられる。

③ 十二世紀前半の撰閑家に関する元服に際し、職員補任が記録されている例には、忠通、頼長、師長、隆長等があるが、いずれの場合にも家司、職事、下家司、侍の各職員が補されていた。

④ 『拾芥抄』中、院司部第八には次のように記されている。

撰閑但弁別当文殿  
閔白家大臣大略同。  
職人所等無之、近衛大将同之。  
別当 開闢家 蔵人所 侍所別当 御殿近衛 舍人 居間 預 家主 御隨身所番長  
内舍人 府生 左 家司 下家司 政所 別当 家司 御服所 進物所 膳部 近衛 家司 下家司

⑤ 儀式等において行事として指揮、運営にあたるほかに、家司、職事

ともに使者となったり前駆を勤仕した例などは枚挙に暇がない。

⑥ 後でもふれる(五五頁)『玉葉』文治二年八月六日条には元來家司であった(同年五月廿一日条)高階資泰が隨身所、侍所別当を兼務していたとあり、その先例も存したという。また忠実の家司であった『殿唐』康和五年十月三日条)藤原仁綱も侍所別当に任じられ(同書、嘉承元年正月九日条)ている。同じく忠実<sup>忠実</sup>に仕えた源雅職は職事であった(同書、嘉承元年四月三日条)が、後年勤当された際に免じられたのは「<sup>別當</sup>別當」の地位であった(同書、元永元年閏九月廿日条)。こうした例からみて、単純に家司即政所別當、職事即侍所別當と断ずるわけにはいかない。

⑦ 中原氏、前掲論文参照。氏は家政機関職員を、別當、預、下部の三階層に大別し、別當には大夫層が補任されるのに対し、預には侍品が補されるとした。従って侍は、単に侍所の職員を意味したのではなく、所々の預たりうる職員の階層をも意味したと言えよう。

このように考えると大夫層の職員は家司・職事に任じられ、その上で所々の別當となり、一方侍品の者は侍になった後、所々の預などに補されたと言うことができよう。

⑧ 言い換えれば、侍所に関係の深い職事や侍等の活動事例を集積しても、侍所自体の活動を解明することにはならないのである。

⑨ 「仰書」の例として『台記別記』久安四年八月十四日条所載の、順長の妻室幸子侍始に関する記事を取上げよう。

仰書様

從四位下行尾張守藤原朝臣親隆、

散位從五位上藤原朝臣致任、

散位從五位下藤原朝臣憲親、

被<sup>(幸子)</sup>仰候、件等人、宜<sup>(幸子)</sup>為三位御方別當者。

久安四年八月十四日別當從四位下行尾張守藤原朝臣親隆率。

一方、「令旨」の例は次の通り(『玉葉』文治二年六月十九日条、兼美北政所家司補任)。

令旨書様

正四位下行太皇太后宮亮兼伊予守源朝臣季長、

大藏卿正四位下<sup>(藤)</sup>藏原朝臣宗頼、

(以下人名略)

右被<sup>(藤)</sup>仰候、件等人宜<sup>(藤)</sup>為北政所別當者。

文治二年六月十九日、

別當大藏卿正四位下藤原朝臣宗頼率。

このように、両者の様式は全く同一である。補任辞令が、通常親王家・三后の発給する文書の名称とされる「令旨」とも呼ばれた点は注目される。

なお『玉葉』治承三年十二月十二日条によると、兼美の長子良通の職事・勾當を補任した際、「大將方令旨也。依<sup>(良通)</sup>為侍始以後」也」と注記されている。これにより、侍始<sup>(良通)</sup>侍所の成立によって良通が令旨を発給するようになったことが判明する。

⑩ 『兵範記』久安五年十月十九日条の師長元服の記事に「出納董清無<sup>(良通)</sup>仰書」只口宣<sup>(良通)</sup>同下知了」とあり、仰書のない補任命令を示すが、「口宣」の語義より考えれば口頭での命令と解すべきであろう。

⑪ 但し、所司は侍の中より選任されたために略式の口宣によって補任手続がなされたものと思われ、階層的に下位ではなかった。一方、『中右記』大治五年二月廿七日条の中宮所充の記事には侍上藤を所司に任じたたとあり、また所司による侍統率の事例も見られ(後述(六一頁)、所司は一般の侍より上位にあったと言えよう)。

⑫ 『伏見宮御記録』利四十三「鳥羽院立親王事」によると、すでに康和五年六月廿八日に、宗仁親王(鳥羽天皇)の侍始が行なわれたとある。儀式の主な内容は侍所における饗、簡や吉書の歴覽等で、本文に



引用した頼仁親王の例と概ね同一であった。

⑬ 『長秋記』元永二年六月廿七日条、この日、家司、職事、侍、藏人、御監が補任されている。

⑭ 『長秋記』元永二年六月廿八日条では「所始」と称して、この日「被加<sub>レ</sub>御侍五人」されたことを記している。

⑮ 親王家と対比すると、同時に家政機関職員補任を行なった点が相違している。撰閤家では記録に見出される全ての元服に際して、この忠通のごとく職員が補されている。そして先にもふれた『玉葉』治承三年十二月八日の良通侍始では、家司以下の職員補任が侍始の儀式に含まれることが明記されている。

⑯ 但し、治承三年の良通の場合には簡の作成が記されておらず、儀式の変化とも考えられるが、それ以後の諸々の侍始でも簡の作成はなされておらず、単なる記述もれである可能性が強い。

⑰ 右に引用した『兵範記』の師長元服の記事の中でも、信範の命をうけて侍所所司が行動していたことは注目されよう。

⑱ 師長の例のほか、本文中にも引用した忠通の例でも家司以下の名簿を簡に記したことが窺えるし、忠通の北政所の侍簡(『兵範記』久安五年十月廿六日条)にも家司・職事、侍を記名したとある。このように、撰閤家及びその子弟の侍簡には家司以下主要職員名を記したものと

### 第三章 侍所職員の活動

十二世紀における侍所職員として、別当、所司、侍などが存在したことはこれまでにふれてきた。本章ではその職務を検討するが、まず機関としての侍所と職員との関係を考察し、ついで各役職の活動についてふれる。

と考えられる。しかし、頼長の養女多子入内に際し作成された侍簡(『台記別記』久安六年正月十九日条)や、清盛の女で基実の室であった准后平盛子の侍始で作られた侍簡(『兵範記』仁安二年十一月廿六日条)に記名されていたのは職事、侍のみであった。このように、女御、北政所などの場合には、記載内容を異にした例があるのは注意される。侍簡も主人の立場によって異同が存すると考えられる。

⑲ 勿論これは侍簡や名簿・令旨の管理を通してのみ行なわれるのであり、侍所自身が懲戒機能を有したわけではない。撰閤家における主従関係の統制に関する処罰、制裁は別稿を期したい。

⑳ 先述(四二頁)した侍所より藏人所への改称あるいは分割に際しても、必ずこれらが取上げられている。例えば嘉承元年正月九日の関白忠実家藏人所の新設は藏人簡の新造が記されているし、『殿曆』、『中右記』、保元三年八月十一日に関白基実の侍所を藏人所に改称することが問題となった時にも、「毎事不改本儀一簡、名簿、唐櫃等如元」(『兵範記』傍点引用者)とある。

一方『台記』保延二年十二月十日条には、「侍へ東侍ニテ可<sub>レ</sub>有也。而西侍立中大盃・簡辛櫃等。不可思議事」という忠実の言葉が記されている。東、西の侍(所)という場所に、これらの備品が設置され、初めて家政機関としての侍所の機能が生ずることが明瞭である。

## 1 着 到 と 宿

前章でふれたように、侍所職員は基本的に職事である別当と、所司等も含む侍とに階層上、二分される。職事が家政全般に関与することは述べたが、侍もまた同様に多様な職務についていた。具体的には、夙に指摘されている警護活動<sup>②</sup>をはじめ、儀式等における雑事の奉仕、所々の預や政所家令等の勤仕<sup>④</sup>といったものがあげられるが、これらは必ずしも侍所の役職者に命じられて行なうわけではなく、侍所の機能との関係は特に見出し得ないのである。しかし、その一方で『台記別記』久安六(一一五〇)年正月十九日条には女御の侍に補された者に「宜令候侍所」という命が下されており、侍はやはり侍所の職員であったことがわかる。撰関家でも事情は同様と考えられる。

では、侍は侍所によっていかに把握されていたのか。次にこれを推測しうる一つの史料を掲げよう。『朝野群載』巻七撰録家所収の「家司着到」「藏人所着到」がそれである。

家司着到天仁三年二月日

一日庚午 大藏大輔 主殿頭 因幡守 令広視

二日未辛 主殿頭 右中弁

三日申壬

四日酉癸

五日戌甲 右中弁 左少弁 主殿頭 大藏大輔

以下如レ此可レ書二冊箇日一

藏人所着到天仁三年二月

一日庚午 別当信濃守 家俊 義弘 業俊 定季 義資 倫俊 信重

宿 別当宿濃寺 兵部少輔 保宗 倫俊

二日辛 別当 式部大輔 倫俊

宿 別当参河大進 兵部大輔 保宗

以下如レ此書二冊簡日一

前者の「家司着到」は当時の摂政藤原忠実家の政所への、また後者は藏人所に対する毎日の出仕者を記した交名と考えられる。着到と名付けられてはいるが、鎌倉時代以後に出現する「着到状」とは異なり、主人の側で出仕者を記名する台帳のようなものと推察できよう。<sup>⑦</sup>そして家司着到には「令」、藏人所着到には「別当」と記されていることから、ここに記名されたのは政所、藏人所の各職員に他ならないと言える。とすれば、各家政機関職員は着到によって自身の属する「所」への出仕を管理されていたことになる。<sup>⑧</sup>また他の侍所にも着到作成の例は見出される。こうしてみると、職事として多様な活動をする別当や、先述の如く活動の面では直接侍所との関係が見出せない侍たちも、究極的にはこうした形態で侍所に把握されていたとすることができよう。

なお、出仕者の管理といった着到記入の性格は侍簡のそれと共通しており、着到と侍所との関係が注目されるが、これは記入の実態を述べる時に譲り（五八頁）、次に藏人所着到にのみ記されている「宿」について、一瞥を加えておこう。

まず、その意味するところはやはり字義通り、主家に対する宿直であったと思われる。そして、毎日「宿」の項目が設けられていることより制度化されていたものと考えられる。また、第一章でふれた東三条殿の藏人所（四〇頁）に、侍廊として侍、職司の宿所が並設されていたことも、この別当、侍の宿直制の存在を裏付けるものと思われる。このように、撰関家藏人所の別当、そして侍は交替で主家に宿直することをその基本的職務としていたのである。

右のことは他にも類例を求めることができる。例えば寿永元（一一八二）年の「侍所見参注文」<sup>⑨</sup>には出仕した侍の名が記されているが、ここでもやはり「宿」の項が特記され、侍の宿直を示している。このほかにも侍が「宿仕」したり、夜間

も主家に奉仕した例が散見しており、宿直は侍にとって最も基本的な職務であったと考えられる。

この問題は、先年石井進氏によって明らかにされた<sup>⑩</sup>、国侍、館侍の国衙や京の受領宅への上番、宿直といった事例とも関連するであろうし、また鎌倉幕府でも御家人が侍所に宿直したが、これもやはり同じ制度的系譜の上にあると考えられる。

以上、撰閑家の主要な家政機関では着到によって職員は出仕を管理されていたこと、また撰閑家蔵人所や諸々の侍所で侍の宿直が行なわれていたことを明らかにした。

## 2 侍所別当と所宛

次に侍所別当の職務を考える。職事等としての活動の中に、やはり侍所別当として行なう職務が見出されるのである。結論から言うと、それは侍所宛<sup>⑪</sup>によって宛行われる「所課」を勤仕することであった。例えば『玉葉』文治二(一一八六)年八月六日条の撰政九条兼実家所宛に関する記事によると、兼実とその侍所別当であった高階資泰との間で次のような問答が交わされている。

資泰朝臣申云、一身兼<sup>二</sup>兩所別当<sup>一</sup>、隨身所、侍所、所課之間如何。一事欲<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>免除者。余仰云、所<sup>レ</sup>申可<sup>レ</sup>然。但保安之例、盛家朝臣兼<sup>二</sup>兩所別当<sup>一</sup>。然而初度事不<sup>レ</sup>略<sup>二</sup>一方<sup>一</sup>欵。無<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>見。於<sup>二</sup>今年<sup>一</sup>者猶可<sup>レ</sup>擲動。於<sup>二</sup>侍所<sup>一</sup>者輕役也。強不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>煩欵者。申<sup>二</sup>承<sup>一</sup>之由。

このように、撰閑家の所々の別当は所宛における所課の遂行を職務としていたのである。そして諸史料より、侍所別当の所課とは儀式の準備、運営等の行為と、物資調達といった経済活動の二面を有したと考えられる。

まず前者について『兵範記』保元二(一一五七)年八月廿四日条の、右大臣藤原基実家所宛に関する記事が目される。この時の侍所宛は次のようなものであった。

侍所宛、職事盛業以下七八許輩參進。議<sup>二</sup>定<sup>一</sup>子細<sup>二</sup>見<sup>一</sup>大間<sup>⑫</sup>。偏准<sup>二</sup>苑永久三年<sup>一</sup>也。職事下藤阿波權守俊成執筆云々。

侍所明年元正雜事

大盥 藏人大夫

垂布 俊成

盃 平勾当<sup>⑩</sup>

定器 源勾当

銚子 源勾当

右所<sub>レ</sub>定如<sub>レ</sub>件。

保元二年八月 日

定

明年年中行事

正月

四方拜 平勾当

元三日 俊成

御粥 源勾当

二月

春日祭御幣 式部大夫

大原野祭御幣 藏人大夫

(三月以下略)

保元二年八月廿四日

引用が長くなつたが、この記事には、三月以後も同じく年中行事名と、その所課を宛行われたと思われる人名が記され

ているのである。従って、侍所宛の内容は諸儀式と不可分であり、各儀式で別当が果たす役割から所課の内容も解明しえることになる。そこで十二世紀の撰関家における諸儀式での家政機関職員の活動を記した『執政所抄』と対照して、右の『兵範記』に見えるいくつかの行事を検討してみよう。

まず、元旦の四方拝について、『執政所抄』には次のように記されている。

元日。未明□拜<sub>二</sub>天地四方<sub>一</sub>御事。

南庭供<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>。四角立<sub>二</sub>燈<sub>一</sub>、  
旬出納<sub>二</sub>勤<sub>一</sub>之。

弘筵二枚。小筵一枚。政所、

(頭書) 御装束<sub>二</sub>帯行事衣冠<sub>一</sub>、

御座一帖。御倉町、近代別沙汰、

御手水桶杓。拾物御庄進<sub>二</sub>雜器<sub>一</sub>内、  
昨日進<sub>二</sub>藏人所<sub>一</sub>

御隨身二人。宿冠、

下家司。出納。布衣、

件事。下薦職事参<sub>二</sub>被<sub>一</sub>勤<sub>二</sub>之行<sub>一</sub>之。先敷<sub>二</sub>弘筵<sub>一</sub>□。供<sub>二</sub>御座一帖<sub>一</sub>。随<sub>二</sub>御所体<sub>一</sub>有<sub>二</sub>筵道<sub>一</sub>。

このように儀式の場に必要なる装飾、調度品の設定等が職事の役割だったのである。一方三箇日の「御出装束」は「職事、所司行<sub>二</sub>之<sub>一</sub>」となっていて、その準備等を担当したことが推察される。以上のように職事は諸儀式の準備、運営等を時として所司とともに行なったのであり、こうした役割こそ、先にみた侍所宛における所課の内容の一面と考えられるのである。

次に所課のもう一つの面にふれよう。具体例をあげると、右の『兵範記』にも見える「春日御祭御幣」について『執政所抄』を見ると、藏人所は年預下家司に命じて乗尻の禄を調達させているのである。こうした物資の調達の多くは家司が行なうが、藏人(侍)所別当が関与することも少なくなかった。やはり先の『兵範記』に「元正雑事」とされた品目も、

担当者が調進を命じられたものと解し得るし、また『玉葉』にも藏人所職事に「殿中御簾」が所役として課された記事がある<sup>⑨</sup>。恐らく先述した儀式の準備等に関連して、担当者が必要品の調達も命じられたのであろう。

なお、その調達に際して右のように年預下家司を介して品物を調達させる方法が一般的であったと推察される。これに對して、女御家の例であるが、侍所が別当等の連署により直接国衙に宛てて用途料の調進を命じた牒を發した記録もある<sup>⑩</sup>。これは吉書として作成された事例と考えられるが、侍所の性格の一端を示すものと言えよう。撰閲家には発給例はないが、同様の文書が作成された可能性も否定できない。

以上、侍所別当の職務についてふれたが、それは侍所宛によって課された所課の遂行を意味しており、具体的には儀式における準備、監督、またその必要品の調達——一種の経済活動——といった内容だったのである。

### 3 侍所所司とその職務

所司は先述の如く(四二頁)頼通の時に出現し、以後一人乃至数人が必ず補されている。また、別当が大夫層であったの對し、所司は侍の中から選任された<sup>⑪</sup>。以下所司の職務を順次取上げることにしてしよう。

#### a、着到と見参

着到が各家政機関職員の出仕を監督する性格を有したことはすでにふれた(五四頁)が、侍所の着到は所司によって記入されていたのである。『兵範記』仁平二(一一五二)年四月十三日条には次のような記事がある。

依<sup>(忠通)</sup>殿下仰、召<sup>二</sup>右京少進国盛<sup>一</sup>。仰<sup>二</sup>補<sup>三</sup>給<sup>三</sup>三位殿侍所司之由<sup>一</sup>。殿下城人所司也。可<sup>レ</sup>兼侍云々。即国盛着<sup>二</sup>彼侍所<sup>一</sup>、自注<sup>二</sup>付着到<sup>一</sup>、行<sup>二</sup>所司作法<sup>一</sup>云々。

関白藤原忠通の命によって、その子基実の侍所所司として国盛が補された時の経緯が述べられているが、注目されるのは、新任の所司国盛が基実の侍所に着き、自から着到を注し付けたことを平信範が「行<sup>二</sup>所司作法<sup>一</sup>」と称したことなのである。これより、侍所への出仕者の着到記入が所司の職務であったことが判明する。従って所司とは、日常侍所職員の出仕を管理する、機関の要とも言うべき立場にあったと言える。第一図で、所司座の前に着到が存したこともこの傍証とならう。

さらに注意されるのは侍所における儀式、ことに侍始等における着到記入の例である。先述のごとく侍始には家司以下主要な家政機関職員は全て出仕するが、かかる侍より上層の職員に対しても所司は着到を記入している。同じく『兵範記』仁安二(一一六七)年正月廿七日条所載の、後白河の女御平滋子侍始における着到記入について、信範は次のように記している。

着到、家司職事者、職事下鷹兵部少輔親宗可<sub>レ</sub>注<sub>レ</sub>之。侍五位六位以下、所司季衡可<sub>レ</sub>注<sub>レ</sub>之云々。是又無謂。併所司可<sub>レ</sub>注<sub>レ</sub>着也。  
(傍点引用者)

このように侍所における儀式に関しては、家司、職事といった上層の家政機関職員に対しても所司が着到を記入し、その出仕を確認していたのである。これは女御家の例だが、撰閑家においても事情は同一であったと思われる。そのことは次の見参召集の例よりも裏付けられるのである。

見参<sup>①</sup>の召集も着到記入と同じく、出仕の確認という意味をもつ作業であった。前にもふれた『執政所抄』にはその事例がいくつか記されているが、その多くは藏人所と関係しており、ことに所司が見参を集めたり催したりしたことが明示されているのである。しかもその対象となった者には、家司、職事<sup>②</sup>はもとより、僧侶<sup>③</sup>など家政機関外の人々も含まれていた。また、『執政所抄』の他には、『兵範記』久寿三(一一五六)年二月五日条に、基実の侍所司が隨身等の見参を召集めた例などがある。

このように、所司は着到記入、見参召集によって、各儀式の出仕者を管理する中核とも言える役割を果たしていたことになる。さてこうした所司の職務は侍所簡による職員出仕の管理と不可分と考えざるを得ない。第一章で取上げた(四〇頁)侍所の備品、調度品の設置にふれた二つの史料において、ともに所司の座が特記されていたことも、所司こそが侍所に常に伺候し、その主要備品たる簡等の管理にあたっていたことを示唆するのではなからうか。侍所簡に出仕を記入すると同じ目的で、着到、見参を介して家司以下の家政機関職員の出仕も所司が確認することになり、ひいては他の出席者



名も調査するに到ったものと考えられる。

このように、侍所所司の職務は全家政機関職員を対象としており、政所と並称される侍所の重要性を明示すると言えよう。しかしその職務はこれにとどまるものではない。右のごとき出仕確認と表裏とも言うべき関係にあったと思われるのが、次にふれる「催促」なのである。

b、催促

再び『執政所抄』より所司の活動を取上げてみよう。先の見参召集にもまして注目される職務が「催促」なのである。これに関する記事は二十余例にのぼるが、その大部分が藏人所、及び所司によって行なわれていた。もちろん、藏人所とは関係なく政所が催促した例もあるが、その対象はほとんど陰陽師、仕丁、そして政所の職員である下家司等に限られている。これに対し、所司の場合は、先の見参と同様、きわめて多様な人々を対象としており、家司、職事はもちろん、陪膳などを奉仕する四位の貴族をはじめ、檢非違使といった家政機関と関係しない者をも含んでいる。従って所司は儀式における多くの出仕者を催促する立場にあり、この点では先の出仕管理の部分と同じであったと言えよう。催促について『執政所抄』以外にも類例があるので、これをいくつか拾ってみよう。

まず中宮の例であるが、長承元(一一三二)年の大原野祭奉幣に伴ない、崇徳の中宮聖子の侍所司信親が「催<sub>レ</sub>具諸大夫諸司官人同<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>発」したとあり、同年十二月には所司の誤解によって大神祭奉幣使等が誤って出立したことが記されており、侍所司の果たす役割が明瞭である。一方『玉葉』には九条兼実が橘氏の氏爵を挙げる礼について家司橘以時に尋ねた記事があるが、このとき以時は「宇治左府之時、侍所司以<sub>二</sub>廻文<sub>一</sub>取催也。今度同可<sub>レ</sub>然云々。」と答えており、主に撰闕家に仕えていた橘氏々人が所司に催促されたことがわかる。このように催促が所司にとって重要な職務であったことは明白で、儀式において出仕者を確認する所司は、その催促をも担当していたことになる。貴族における諸儀式の重要性は周知の通りであるが、それだけに所司の果たした役割の意義は多大であったと言わねばならない。しかし、その職務は

このほかにもいくつか存在している。いずれも断片的史料ではあるが、これらを検討しよう。

c、その他の職務

まず、やや目立ったものとして賜禄が注目される。『執政所抄』にも二月八日の法性寺修二会と十一月廿七日の日吉御奉幣馬の両儀式に際して所司が禄を行なったとある。そのほか、様々な祭礼や儀式において、小舎人、<sup>④</sup>立明官人、<sup>⑤</sup>隨身、祭使等<sup>⑥</sup>に對し禄を与えたという。もちろん賜禄は他の家政機関職員によってもなされており、催促、着到、見參のような特徴的職務ではないが、儀式において所司が受持った一面を示すと言えよう。

次に侍に対する指揮・統率の例があり、儀式の装飾舗設、あるいは撤去に際して所司は侍を率いて活動している。<sup>⑦</sup>侍より選任されるとは言え、やはり所司は一般の侍に對し上位にあったものと考えられる。

また、侍始における活動も注目される。第二章でふれた師長元服(四八頁)のときにも侍所司惟宗長賢が名簿、令旨を侍所へ収納していたし、頼長の養女多子の侍始でも、所司に對して職事、勾当の仰書が下されている。<sup>⑧</sup>侍所における名簿、令旨の保管に関して所司が果たす役割を窺知し得るであろう。

以上、侍(藏人)所司の職務を概観してきたが、基本的には十一世紀半ば以後の家政機関の確立によって別当、侍層が家政全体に關与する存在となったのに對し、所司はその名が示すように、あくまでも侍所本来の機能に密着した存在だったのである。名簿・令旨の保管、侍箇の作成といった行動を通して示される所司の職務は、主従關係の維持・統制の中樞という侍所の性格を明瞭に具現していたと言える。

① このほか諸家の侍所に關して見出される役職として、侍長、年預、それに勾当などがある。まず侍長は十世紀末ごろより出現し、いずれも五・六位の侍品の者が任じられる役職であった。しかしその事例は通仁親王の場合(『永昌記』天治元年六月廿六日条)を除けば、皇后宮(『小右記』天元五年三月十一日条等)、中宮(『兵範記』長承元年

十一月三日条等)、女御(『台記別記』久安六年正月十九日条、『兵範記』仁安二年正月廿七日条)、北政所(『兵範記』仁安二年十一月廿六日条)と女性の家政機関に限って存在しており、摂関家の当主に關するものは皆無であったために本論ではふれないことにする。また年預の例には『中右記』大治四年十月廿三日条の本仁親王侍始で三善頼倫

を捕したものがあがるが、他に例はなく考察の対象よりはらず。勾当についてはこのあと註⑤でふれる。

- ② 主君やその近親の外出に際し、ごく内密の場合でも侍は随行しており『殿曆』長治元年正月十一日条、同嘉承二年二月八日条、『玉葉』治承四年十一月廿四日条等) 警護の武力として高く評価されていたのは疑いない。もっとも武力的側面は侍の一面にすぎず、これを強調しすぎるのと実態を誤認する恐れがある。例えば『今昔物語』卷廿七「鬼現板来人家殺人語第十八」に「侍ノ兵立タル」とあり、侍が本質的には兵(武士)と区別されていたことが明白である。

- ③ 儀式において、装飾、調度等の設置及び撤去、あるいは清掃を行なったことが史料に見える。かかる事例は枚挙に暇がないが具体例をあげると、『中右記』大治四年四月十三日条、『兵範記』長承元年七月七日条、『台記別記』久安六年正月廿日条、『山槐記』治承二年十二月一日条など。また『殿曆』天永二年三月廿一日条、『長秋記』長承元年四月廿一日条などには侍を「雑事」に用いたとある。

こうした場合、後述する(六一頁)ように侍所司に従って奉仕する例も散見するが、一般的には行事家司や職事の統率下にあったと考えられる。儀式の重要性や、その頻繁な回数を見ると侍にとってこの職務がかなり重要な意味をもっていたものと思われる。

- ④ 中原氏前掲論文にその事例が掲載されている。

- ⑤ 註③でもふれたように所司に統率された例もあるがこれはきわめて少ない。また行事職事の監督下で奉仕する場合、一応侍所別当が侍を統率する形にはなるが、本文で後述する(五六頁)ように職事は儀式全般を監督するのであり、とくに侍のみ統率したわけではない。

- ⑥ 『台記別記』卷三、久安六年正月十九日条に、頼長の養女多子が女御として入内した際に補任された侍所職員の名が見られる。それによると、

藤子正六位上宮道朝臣重能

久安六年正月十九日

被仰云、件人宜令候侍所者。

同年同月同日、別当正四位下行尾張守藤原朝臣親隆、奉とあって先述(五一頁)した令旨と同一形態の補任辭令が発せられ、侍所に候すことが命じられている。

- ⑦ 例えば佐藤進一氏の『古文書学入門』二四二頁以下によると、「着到状」とは地頭御家人などの武士が不測の変事に際して、召集をうけたり、自発的意志によって幕府などへ参着したことを記して提出する文書で、その初見は鎌倉末の正応三年であったという。これは出仕者名を主人の側が記してゆく貴族の着到とは全く異なる(但し目的は共通しているが)。また、佐藤氏が「宿直番文類似の文書」と評した『雑筆要集』所収の着到の例文もやはり形態を異にする。この貴族の着到と類似したものとしては『吾妻鏡』治承四年十二月十二日条所載の源頼朝の新邸移徙に関する記事が指摘しうる。この時、参候した御家人は侍所で二行に対座し、侍所別当和田義盛が「候、其中共、着到」したとあり、目的、記入形態とも貴族の着到と共通している。両者の関係が注目されよう。

- ⑧ 『兵範記』仁平二年四月十三日条など参照。詳しくは後述する(五八頁)。

- ⑨ 『平安遺文』四〇三四号。「侍所見参注文」(鹿田文書)。

- ⑩ 『殿曆』永久二年二月十六日条、『中右記』大治五年六月七日条など。また『三条中山口伝』第四甲にも、「掌灯役人」は「撰政家ニハ藏人五位侍等役之」とある。

- ⑪ 石井氏「中世成期軍制研究の一視点」(『史学雑誌』第七八一十一所収)

- ⑫ 『吾妻鏡』建曆二年六月七日条によると、幕府の御所の侍所で、宿

直の「田舎侍」が関乱したとあり、侍所と宿直の関係が窺われる。また時代は下るが、將軍頼經の時、小侍所や西侍で御家人が宿直していた(同書、嘉祿元年十二月廿一日条、安貞三年正月十三日条など)。

⑬ 別当と所宛の関係は一般に説かれるところで、宮中や諸院、宮等の所々別当は「所宛」において任じられたとされる。しかし本文でふれたように撰閤家の政所、侍所別当は元服等に際して補されており(四五頁)、他の所宛とはやや性格を異とする。

⑭ 「大間」と言うと、除目の際に任ずべき人名と官職名を記した大間書が想起されるが、この場合は明らかにこれと異なる。内容は前後より判断するしかないが、大間書と名称が共通していることからみて、恐らくは宛行うべき所課と人名を記したものであろう。

⑮ 侍所の職員として勾当が存在することはすでにふれてきた(四二頁)。その補任例としては『台記別記』久安四年八月十四日条に、頼長がその養女多子の侍所勾当を補した記事があげられる。撰閤家における勾当の活動は多様で階層も五・六位にまたがり、人数も各家に数名程度いたらし。

さて、この所課担当者中で「勾当」と記されているのが、侍所勾当にあたると思われる。勾当の語も、所課の勾当に由来するのではなからうか。また註⑩に引用した女御家侍所牒にも勾当が署名しており、侍所宛所課の担当がその本来の職務であったことを裏付ける。他の職務はいずれも断片的であるが、侍の引率(『中右記』長治二年十二月八日条)、文書の取次ぎ(『皇記』保延二年十二月廿八日条等)、儀式の開催を告廻る(同書、仁平二年正月十一日条)ことや、家人の参任の有無を主人に伝える(同書、久寿二年九月十四日条)ことなどが指摘される。

⑯ 『執政所抄』については、かつて義江彰夫氏が「撰閤家領相続の研究序説」(『史学雑誌』七六ノ四所収)で詳細な検討を加えている。そ

れによると成立時期は元永元年乃至保安二年の間とし、忠実、忠通らの家政機構を記したものと考究した。また『執政所抄』は特定年の行事を記したのではなく、当時の撰閤家々政機構の一般的な行事にふれたもので、永久元年を先例とする基実の所宛の前提となった行事内容と概ね一致するものと考えられる。

⑰ 『執政所抄』の春日祭御階神馬事の記事には「年預下家司。任藏人所仰。兼日渡御殿。御殿請取。摺調進藏人所。乗尻参入給ふ之。」とある。同書によると、家司の所課等もこうして下家司を経て調進される例が多く見られる。

⑱ 先にも引用した『玉葉』文治二年八月六日条には「藏人所々俊之中、殿中御簾、職事二人所俊也。」とある。

⑲ 『台記別記』卷三、久安六年正月十九日条には頼長の養女多子の侍所牒が記されている。

女御家侍所牒 能登国衛  
可<sub>レ</sub>早<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>進<sub>上</sub>垂布十五段事、  
牒。侍所用途料、可<sub>レ</sub>進上<sub>三</sub>状、牒送如<sub>レ</sub>件。故牒。

久安六年正月十九日

頭方 所<sub>レ</sub>治部丞中原朝臣在<sub>レ</sub>判  
別当 散位藤原朝臣 為<sub>レ</sub>證  
刑部少輔藤原朝臣在<sub>レ</sub>判  
盛憲 散位藤原朝臣在<sub>レ</sub>判  
散位藤原朝臣在<sub>レ</sub>判 憲<sub>レ</sub>視  
散位藤原朝臣在<sub>レ</sub>判  
散位藤原朝臣在<sub>レ</sub>判 今案  
勾当藤原朝臣在<sub>レ</sub>判 台盤所<sub>レ</sub>、

また、『兵範記』仁安二年正月廿七日条の、女御平滋子の侍始では「今日即成<sub>レ</sub>侍所牒。雜具等召<sub>レ</sub>諸國。職事進署加<sub>レ</sub>判」とある。

⑳ 前章註⑩(五一頁)でもふれたが、『中右記』大治五年二月廿七日条には、中宮の侍所所司に侍の上臈二人を任じているし、藤原師長、隆長らの所司も、ともに侍の中から任じられている(『兵範記』久安五年十月十九日条、『台記別記』仁平元年二月十六日条、本文四五頁

参照)。このほか史料に見出される所司はいずれも五位又は六位で、典型的な侍品に属する者であった。

⑲ 通常、見参とは主従関係締結の儀式そのものを意味するが、この場合はそれと異なり、本文中に記した通り儀式等への出仕者の交名であった。見参は出仕の確認という点では着到と共通しているが、出仕者の側で記入することもあり、また着到のように毎日の出仕者を記入した例はないことなどの相違が見られる。

⑳ 見参に関する記事は、元三や正月四日の阿弥陀堂修正など六例あるが、三月晦日の仁和寺理趣三昧事に「事畢、行事進見参」とあるのを除いて、いずれも藏人所と関係している。

㉑ 正月四日の阿弥陀堂修正には「所司進見参」とあるほか、正月十四日の修正結願事、二月二日の宇治殿忌日、十二月四日の法成寺御八講結願などに所司の見参召集等の記載がある。

㉒ 二月二日の宇治殿忌日の例。

㉓ 正月十四日の修正結願事の例。

㉔ 元日の御出事にはじまり、一年中の主な祭礼、儀式等に関して、催促の記事が見られる。

㉕ 正月晦日の晦日御祓事、三月一日の河原御祓所事、四月上旬日の梅

宮祭奉幣事等で、こうした人々が政所に催促されている。また、いずれの儀式でも彼らは政所に催されており、陰陽師や仕丁と政所との関係が注意される。

㉖ 六月晦日の御祓事の例。

㉗ 元日御節供事、三月一日の河原御祓所事、八月晦日の御祓事等の例がある。

㉘ 三月一日の御燈御祓御出事の例。このほか祭使、前貳等を催す例は多いが、これらも家政機関職員以外の者を含むこともあったと考えられる。

㉙ 『兵範記』長承元年十一月十九日条。

㉚ 同書、長承元年十二月二日条。

㉛ 『玉葉』治承元年十二月廿九日条。

㉜ 『台記』久安四年十一月廿五日条。

㉝ 『兵範記』久安五年十月十九日条。

㉞ 隨身、祭使の例はいずれも『玉葉』治承三年十一月二日条。

㉟ 『山槐記』治承二年十一月一日条。『兵範記』長承元年十二月八日条(中宮の例)。

㊱ 『台記別記』卷三、久安四年八月十四日条。

## 結 び

以上で十二世紀の撰関家を中心とした侍所の考察を終えるが、主要な論点は次のようになる。

(一) 侍所はまず宮中に出現するが、これは殿上の別称であった。そしてほぼ同じころ藤原氏等にも侍所が成立する。

(二) 殿上の備品であった大盤、日給筒、櫃はいずれも藤原氏の侍所にもあった。これらの品物は侍所において重要な役割を果たしており、家政機関としての侍所の機能と不可分の存在であった。

(四)即ち、侍所は家司以下の名簿、令旨を収めた櫃や、その出仕を管理する日給簡を保管した場所で、家政機関内における主従関係の中枢とも言うべき存在であった。

(四十一世紀以後、侍所は家政機関として確立され別当・所司侍等の職員を有したが、別当と侍は家政全般に関与する立場にあり、着到によって侍所への出仕を管理されていた。

(五)これに対し所司は、侍所の備品である侍簡(日給簡)、櫃の機能と関連する着到記入、見参召集、催促、あるいは名簿、令旨の保管等をその職務としており、家政機関としての侍所の、本質的機能と密着した存在だったのである。

さて、侍所の本質的機能が、家政機関職員に対する出仕管理や主従関係の統轄にあることを指摘したが、これは職員に対する統制の一端を担うものであり、主従関係の強化を反映すると考えられる。十二世紀初期より、かかる機能が発現したのは、前世紀半ば以後に進行した家政機関の拡充と、その職員機構の整備に対応したものに他ならない。一方、この時期の撰関家は院政の確立の前に、政治的権威の下降を余儀なくされていたのは周知の通りである。こうした政治的不遇にもかかわらず、内部機構の拡充、そして家政機関職員に対する主従関係の強化が見出されるところに、中世成初期における撰関家の大きな特徴があると考えられる。

### 付記

先頃『歴史学研究』四九一号に発表された井原今朝男氏の力作「撰関家政所下文の研究——院政期の家政と国政——」には、本論と関連した記述がみられるが、投稿後であったため参照しえなかった。井原氏の諒承を乞いたい。

(京都大学大学院生)

*Samurai-dokoro* 侍所 in the later Heian Period  
chiefly at the *Sekkan Family* 摂関家, the regent family

by

Yasuo Motoki

This article is to give light on *Samurai-dokoro* which is the main institution of domestic economy in the later Heian Period. Particularly our research is concerned with that of the *Sekkan Family*.

At first, *Samurai-dokoro* appeared in the imperial court as another name given to *Tenjō* 殿上. About the same time came out that of the *Fujiwaras* 藤原氏, the *Sekkan Family*. It is clear that *Tenjō* and *Samurai-dokoro* were closely related, because they had commonly the fixtures, such as *Taiban* 大盤, *Hitsu* 櫃 and *Kan* 簡.

These three fixtures played such important roles in the *Samurai-hajime* 侍始, that we can regard them unseparable from the function of *Samurai-dokoro* as the agency of domestic economy. Especially *Kan* and *Hitsu* show the character of *Samurai-dokoro* as the center which managed the vertical relation in the organization. *Hitsu* was the box for the *Ryōjis* 令旨, the messages of appointments and the *Myōbu* 名簿, the list of the officials. *Kan* controlled their presence.

*Samurai-dokoro* consisted of those members called *Bettō* 別当, *Samurai* 侍 and *Shoshi* 所司 etc.. *Bettō* and *Samurai* generally took part in domestic economy, while *Shoshi* kept *Hitsu*, registered the *Chyakutō* 着到, arrival of the officials and urged them. These tasks of *Shoshi* were near to the original ones of *Samurai-dokoro*.